

查官吏ニ於テ事實執行シ難キ場合ニ於テハ他ノ監督ノ任アル官吏ノ保證書ヲ以テスルコトヲ得

三 計數正確ノ保證

四 法規ニ背戻シ若クハ事實ニ適合セスト認定セシ事項ノ理由

五 證憑書類中必要ノモノニシテ検査終了ノ上返付ヲ要スル書類ノ件名

第七條 物品出納計算書ハ證憑書類ト共ニ翌年度八月三十一日迄ニ其廳ヲ發シ之レヲ會計検査院ニ送附スヘシ

第八條 物品出納ノ證明ニ關スル審理書及之レニ對スル報告又ハ答辨書ハ總テ下検査官吏ヲ經由スヘシ

第九條 一廳ニ限り又ハ物品ノ種類ニ依リ特ニ要スル證明ノ程式ハ別ニ之レヲ定ム

〔内ハ朱記〕

〔凡例〕

第一號

明治何年度
物品出納計算書

廳 名

- 一、 計算書ヲ受取スルモノハ其年月日ヲ表紙ニ記載スヘシ
- 二、 用紙ハ總テ堅牢ナルモノヲ用ユヘシ
- 三、 現在品ノ内各地送還中ノ物品ハ備考ニ其理由ヲ掲クヘシ
- 四、 物品會計官吏交代其他事故ニ依リ一年度ヲ通セサルモノアルトキハ何年度トアルヲ何月日ヨリ何月日迄トスヘシ

物品出納證明程式

品目	單位 或呼	受 之 部						計	消 耗
		越 高	買 入	生 産	戻 入	備 蓄	何 々		
備 品									
純子張椅子	脚	2	3					5	
革張椅子	”	20	8			2		30	
引出シ付机	”	80	20					50	
三尺卓子	”	150	50					200	
何 々									
消 耗 品									
美濃紙	帖	200	500					700	100
同十三行罫紙	”	500	800	300	20			1,120	1,020
半紙	”	100	800					900	900
小自在紙	木順	800	2,000					2,800	2,500
石炭	噸	10	100					110	50
何 々									
何 々									

書券ハ内ニ

拂 之 部						現 在 之 部				備 考	
交拂	亡失	生理ノ	保管ノ	何 々	計	使用中	在庫	計			
								數量	價 格		
								円	銭		
						4	1	5	75	00	0
4	1				5	15	10	25	112	50	0
7	3				10	30	10	40	140	00	0
18	2				20	100	80	180	243	00	0
			300		400		300	300	30	00	0
					1,920		100	100	12	00	0
					900		0	0	0	00	0
					2,500		300	300	120	00	0
	80				80		30	30	150	00	0

明治何年度
受人物品明細書

「内ハ朱書
「第ニ號」

「凡例」
「一、品目ハ出納計算書ニ掲載スル順序ヲ追フヘシ」

廳 名

明治何年度物品出納計算書面之通相違無之候也

明治何年何月日

物品會計官吏官氏名印

會計検査院長宛

物品出納證明程式

受入月日		品目	買入	生産	戻入
月	日				
		<u>備品</u>			
四	五	純子張椅子	脚 3		
四	三	革張椅子	脚 8		
五	三		計 8		
		引出シ付机	脚 10		
四	五		脚 5		
八	九		脚 5		
			計 20		
		<u>消耗品</u>			
		美濃紙	帖 100		
四	五		帖 50		
五	六		帖 200		
六	十		帖 130		
八	五		帖 20		
			計 500		
		美濃十三行罫紙	帖 100	100	
四	五		帖 200	200	
六	十		帖 300		20
八	五		計 300	300	20
五	六				
七	七				

四百一

保管ノ 種類	何々	備考
2		何所ヨリ受入
2		
		戻入二十帖ハ何某出張ニ付何帖携帶ノ處殘餘ニ付戻入

四百

明治何年度受入物品明細書面之通相違無之候也

明治何年何月日

物品會計官吏官氏名印

支出證明規程

第一章 計算書

第一條 會計規則第九十五條ニ據リ會計主務官ノ證明スヘキ支出計算書ハ

第一號書式ニ據リ各仕拂豫算ニ區分調製スヘシ

第二條 支出計算書提出ノ期ニ際シ若シ概算渡ノ精算ニ至ラサルモノアル

トキハ別ニ其理由及完結期限ヲ記載セル書面ヲ提出スヘシ

前項未精算ハ其完結ニ隨ヒ特ニ其計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ證

明スヘシ

第三條 一會計年度中會計主務官ノ交替アリシトキ後任會計主務官ノ證明
スヘキ支出計算書ニ於テハ尙ホ前任會計主務官ノ支出調定額ヲ併算スヘシ

第四條 中央會計主務官ハ一會計年度出納事務完結スルニ隨ヒ歲出簿ノ結果ニ依リ計算表ヲ調製シ之ヲ提出スヘシ

第五條 一仕拂豫算中數局課ヲ包含スルモノハ其計算書ニ局課(局中ノ課ハ區分ヲ要セス)ノ俸給仕拂額ヲ各目ニ區分セル明細書ヲ添付スヘシ

第六條 支出計算書ニ屬スル證憑書類ハ毎月之ヲ整理シ第二號書式ニ依リ仕拂内譯書ヲ調製シ該證憑書類ト共ニ下検査官吏ニ送付スヘシ但シ第一部歲出ニ係ルモノハ此限ニアラス

年度經過後ニ發シタル仕拂命令ニ屬スル證憑書類ハ毎月證明ヲ要セス終結ニ至リ一併ニ整理送付スヘシ

年度内ノ概算支出ニシテ年度經過後ニ至リ精算スルモノモ亦前項ニ同シ第七條 會計規則第九十八條ニ據リ現金前渡ヲ受タル官吏ヨリ提出スヘキ

仕拂計算書ハ第三號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

本條計算書ノ精算額ハ會計主務官ニ於テ仕拂内譯書精算高へ併算スヘシ

第八條 左ノ事項中一ヨリ五ニ至ル五項ハ支出計算書備考ニ六七ノ二項ハ仕拂内譯書備考ニ八ヨリ十一ニ至ル四項ハ支出計算書及仕拂内譯書ノ備考ニ記載スヘシ但事項ノ複雑ニ涉ルモノハ説明書若クハ其所由ヲ確認シ得ヘキ書類ヲ添付スヘシ

一 豫算各目ノ金額及事項ニ増減異動ヲ生シタルトキハ其事由

二 在來物品ヲ建築修繕ニ供用セシ時ハ其種類及價格

三 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造其他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ其總額及前年度迄ニ支拂濟ノ金額

四 會計規則第八十八條ニ據リ各省大臣ヨリ損失金ノ辨償ヲ命セラレ

タルトキハ其金額事由

五 調定額中若シ未精算ノモノアルトキハ其金額

六 支拂期限ノ定リタル給額ニシテ其期月ニ先チ又ハ後レテ支拂ヲナ

シ若クハ死亡退職等ノ事故ニ依リ支給ヲ止メタルモノアルトキハ

其金額事由

七 検査上批難ヲ受ケタル事項ニ對シ更正又ハ追給ヲナシタルトキハ

其金額事由

八 豫備金ヲ以テ補充支辨シタルトキハ其費途金額

九 會計規則第三十七條第二項ニ據リ特命調定ヲナシタルトキハ其金

額事由

十 誤拂過渡若クハ前金渡概算渡繰替拂ノ返納ニ依リ歳入ニ編入シ又

ハ編入スヘキモノアルトキハ其金額事由

十一 過年度ニ屬スル經費ヲ支出セシモノアルトキハ其所屬年度及金

額事由

右ノ外仕拂命令官ニ於テ本屬長官ノ命令又ハ其認許ヲ受ルニアラサレハ
支出スルヲ得サル費途若クハ法律命令及計算ノ基ク所ヲ示サ、レハ明瞭
ナラサルモノ其他特殊ノ事項ハ各其金額事由ヲ計算書若クハ内譯書ニ掲
載スヘシ

現金前渡ヲ受ケタル官吏ヨリ提出スヘキ仕拂計算書ノ備考ハ前項ニ準シ
適宜之ヲ掲載スヘシ

第二章 證憑書類

第九條 支出證明上證憑書類トシテ提出スヘキモノハ正當受取人ノ領收證

書工事及物件ノ購買借入ニ關スル各種契約書其他事實ノ確實ヲ證スル書類トス

第十條 證憑書類ハ原本ニ限ル若シ其原本ヲ提出シ難キ場合ニ於テハ當該官吏ノ保證アル謄本ヲ以テスヘシ

第十一條 會計規則第八十條第八十一條ニ基キ取結タル工事及物件ノ購買借入ニ關スル競争契約書ニハ左ノ書面ヲ添付スヘシ

- 一 工事若クハ購買借入ニ係ル物件必要ノ理由書
- 二 會計規則第七十四條ニ基キタル公告書
- 三 落札者其工事又ハ物品供給ニ二年以來從事セル證明書
- 四 豫定價格調書
- 五 落札以下三番札迄

第十二條 會計規則第八十二條ニ基キ取結タル隨意契約書ニハ其隨意契約ニ據リシ理由及工事若クハ物件ノ必要ナル理由ノ説明書并工事又ハ物品供給ニ二年以來從事セル證明書ヲ添付スヘシ但廳中恒例ノ需用品又ハ通常ノ工事ニシテ其額五百圓ヲ超エサルモノハ此限ニアラス

第十三條 工事ノ既濟部分又ハ物品ノ既納部分ニ對シ完濟前ニ代價ノ一部分ヲ仕拂タルトキハ其領收證書ニ會計規則第六十七條ニ據リ検査官吏ノ作リタル調書ヲ添付スヘシ

第十四條 五百圓以上ノ工事製造及其他ノ事業ニ係ル仕拂ノ證明ハ其事業ノ全部ニ對スル竣功明細書ヲ提出スヘシ但其事業ノ數年ニ跨ルモノハ竣功年度ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第十五條 俸給其他給與ニ屬スル仕拂ノ證明ハ任免黜陟其他缺勤等ノ事故

ニ依リ給額ニ異動ヲ生シタルモノアルトキハ其事由及年月日ヲ領收證書ニ付記スヘシ

第十六條 奏判任官吏新任ノ節ハ其履歷書轉任昇等ノ節ハ各其前官等初叙ノ年月日ヲ掲記シ其領收證書ニ添付スヘシ

第十七條 諸手當其他賞與贈與慰勞金等ニ屬スル事項ニシテ規定ノ給額アルモノハ領收證書ニ各其事由ヲ付記シ規定ノ給額ナキモノハ其事由ヲ確認シ得ヘキ命令官ノ決議書ヲ添付スヘシ

第十八條 旅費領收證書ニハ其用務及旅行ノ日數年月日往復里程宿泊場所等ヲ詳記セル明細書ヲ添付スヘシ但領收證書又ハ精算證書ニ本條ノ事項ヲ明記セルモノハ此限ニアラス

迂路ヲ經テ旅行セシモノ又ハ病氣滯在其他ノ事故ニ依リ公務外日數ヲ要

シタルトキ若クハ旅費ノ實費拂ヲナシタルトキハ當該上官ノ認許書ヲ添付スヘシ

第十九條 物件購買ニ關スル證憑書ニハ每品ノ箇數斤量及單價ヲ掲記シ數箇ニ付價格ヲ定メタルモノハ其數箇ニ對スル價格ヲ示シ又割引ニ係ルモノアルトキハ其旨ヲ付記スヘシ

物件購買ニ關スル領收證書ニハ官有財産簿又ハ物品出納簿ニ登記濟ノ年月日ヲ證記スヘシ但購買ノ際直ニ消費シ物品出納簿ニ登記セサルモノアルトキハ其事由ヲ付記スヘシ

第二十條 外國貨幣ヲ以テ仕拂ヲナシタル事項ハ其證憑書類ニ爲換相庭及換算調書等ヲ添付スヘシ

第二十一條 前各條ニ據リ難キ事項ハ適實ノ方法ヲ以テ各其計算ノ基ク所

ヲ示シ事項複雑ニ涉ルモノハ明細書ヲ添付シ又臨時特殊ニ係ルモノハ本
屬長官ノ命令書認許書又ハ仕拂命令官ノ決議書等ヲ添付スヘシ

第二十二條 止ムヲ得サル事故ニ依リ正當受取人ノ領收證書ヲ得難キ場合
ニ於テハ其事由ヲ詳記セル主任官吏ノ仕拂證明書ニ當該上官ノ認定ヲ受
ケ之ヲ證明スヘシ

第二十三條 證憑書類ノ編纂ハ各目ニ區分シ其金員枚數ヲ表記スヘシ

一 仕拂豫算中ニ係ル支廳其他概算渡現金前渡等ノ精算ニシテ其證憑書類
ヲ別冊トナセシモノアルトキハ其金額及廳名等ヲ主管廳證書ノ表紙ニ記
載スヘシ

領收證書ニハ仕拂命令ノ番號ヲ付記スヘシ

第二十四條 概算支出ニ關スル證憑書類ハ概算渡證書ト精算證書トニ區分

シ各別冊トナシ左ノ如ク整理スヘシ

- 一 概算渡證書ハ每項ニ區分スヘシ
- 二 精算證書ニハ當初概算渡證書ノ番號年月日ヲ付記シ各目ニ區分ス
ヘシ

第二十五條 精算額中領收證書未到達ニ屬スルモノハ其件名金額ヲ詳記セ
ル明細書ヲ調製シ毎月仕拂内譯書ニ添付シ爾後證書到達ニ隨ヒ別ニ之ヲ
整理證明ス可シ

第三章 下検査

第二十六條 下検査官吏ハ計算書及内譯書ノ下検査ヲ完了シ左ノ期日内ニ
其廳ヲ發シ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

- 一 支出計算書ハ翌年度九月二十五日以内

但北海道及沖繩郵便局ノ遞信省ニ於テ下検査ヲナスカ如キ運輸不便
土地遠隔ノ爲メ本項期限ニ依リ難キモノハ豫シメ其事由ヲ具シ會計
検査院ノ承認ヲ受クヘシ第三項モ亦同シ

- 二 仕拂計算書ハ其受領ノ日ヨリ十五日以内
- 三 仕拂内譯書ハ翌月廿五日以内

第二十七條 下検査書ハ計算書及内譯書毎ニ區分調製シ左ノ事項ヲ記載ス
ヘシ

- 一 計算書若クハ内譯書其他證憑書類ノ件名册數
- 二 既證明事項中批難ノ件ニ對スル處分ノ了否
- 三 支出計算書ト支出簿ト符合ヲ認メタル保證但當該下検査官吏ニテ
事實執行シ難キ場合ニ於テハ他ノ監督ノ任アル官吏ノ保證書ヲ以

テスルコトヲ得

四 計數正確ノ保證

- 五 法規ニ背戻シ若クハ事實ニ適合セスト認定セシ事項ノ事由金額
- 六 證憑書類中必要ノモノニシテ検査終了ノ上返付ヲ要スル書類ノ件
名

第二十八條 仕拂命令官及會計主務官等ニ對スル審理書及之ニ對スル報告
又ハ答辯書ハ總テ下検査官吏ヲ經由スヘシ

第四章 附則

第二十九條 一 應ニ限リ又ハ費途ノ種類ニ依リ特ニ要スル證明ノ程式ハ別
ニ之ヲ定ム

凡例

- 一 支出計算書ニ掲グル目已下ハ豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ據ルヘシ
- 二 計算書及内譯書ヲ受授スルモノハ其年月日ヲ各自該表紙ニ記載スヘシ
- 三 會計主務官交替ヲナシタルトキハ其前任會計主務官ノ支出計算書ニハ翌年度繰越高ヲ調定未濟高ト更ムヘシ
- 四 繰換拂ノ内譯ハ概算渡内譯ノ式ニ準スヘシ
- 五 計算書及内譯書ノ用紙ハ印刷局製機ニ號紙又ハ其他紙質ノ堅牢ナルモノヲ用ユヘシ
- 六 計算書及内譯書ハ改描塗抹ヲ禁ス若シ誤記脱字等ニテ訂正ヲ要スルトキハ二線ヲ横畫シ主任官吏之ニ捺印スヘシ
- 七 仕拂内譯書中概算渡ニ對スル精算高ハ尙ホ精算内譯高ニ併算スルモノトス

第一號書式

明治何年度

某本省何款何款

支出計算書

應 名

支出證明規程

高 算 豫												目 番 號			
前年度繰越豫算			本年度豫算			増			減				計		
円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘		円	銭	厘
0			10,500	00	0	500	00	0	0			11,000	00	0	1.
0			86,800	00	0	1,500	00	0	500	00	0	87,800	00	0	2.
0			0			0			0			0			3.
0			47,800	00	0	2,000	00	0	500	00	0	48,800	00	0	

摘 要	關 定 高			翌 年 度 繰 越 高			計			備 考
	円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘	
第一款 基本省										
第一項 俸給及諸給										
勅任俸給 大臣 6,000,000 大 官 5,000,000	11,000	00	0	0			11,000	00	0	豫算ニ増加アルハ何々ノ事由ニテ某官俸給ニ若干圓ノ増額ヲ要セシモノアルニ由ル
奏任俸給 秘書官 5,000,000 局 長 9,000,000 參事官 21,000,000 何 々 2,800,000	37,800	00	0	0			37,800	00	0	豫算ニ増額アルハ某官俸給ニ若干圓ノ増額ヲ要セシモノアルニ由ル 豫算ニ減額アルハ何々ノ事由ニテ某官俸給若干圓ノ減額セラレタルモノアルニ由ル
判任以下俸給 何 々 0 何 々 0 何 々 0	0			0			0			
何 々 0 何 々 0	0			0			0			
第一項合計	48,800	00	0	0			48,800	00	0	

支出證明規程

高 算 豫												目 番 號			
前年度繰越豫算			本年度豫算			増			減				計		
円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘		円	銭	厘
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
2,000	00	0	6,000	00	0	1,000	00	0	0			9,000	00	0	1.
0			8,000	00	0	0			0			8,000	00	0	2.
0			3,000	00	0	0			500	00	0	2,500	00	0	3.
0			0			0			0			0			4.
0			0			0			0			0			5.
2,000	00	0	17,000	00	0	1,000	00	0	500	00	0	19,500	00	0	
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
2,000	00	0	64,300	00	0	3,000	00	0	1,000	00	0	68,300	00	0	

摘 要	測定高			翌年度繰越高			計			備 考
	円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘	
第何項 旅 費										
内國旅費	0			0			0			
第何項合計	0			0			0			
第何項 修 繕 費										
某所新營	9,000	00	0	0			9,000	00	0	某所新營豫算ニ増加アルハ何々ノ必要アルニ由ル 某所新營翌年度へ繰越高ハ會計規則第五十七條ニヨリ大藏大臣ノ承認ヲ經タルモノナリ 某所新營豫算ニ減額アルハ云々
某所新營	7,000	00	0	1,000	00	0	8,000	00	0	
某所新營	2,500	00	0	0			2,500	00	0	
各所新營	0			0			0			
各所修營	0			0			0			
第何項合計	18,500	00	0	1,000	00	0	19,500	00	0	
第何項 何	0			0			0			
第何項 何	0			0			0			
第何項 何	0			0			0			
第何項合計	0			0			0			
第何款合計	67,800	00	0	1,000	00	0	68,800	00	0	

支出證明規程

高 算 豫												目 番 號			
前年度繰越豫算			本年度豫算			増			減				計		
円	項	厘	円	項	厘	円	項	厘	円	項	厘		円	項	厘
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			
0			0			0			0			0			

摘 要	調 定 高			翌 年 度 繰 越 高			計			備 考
	円	項	厘	円	項	厘	円	項	厘	
第何款 何々										
第何項 何々										
何々 何々 0										
何々 0										
第何項合計	0			0			0			
第何項 何々										
何々 何々 0										
何々 0										
第何項合計	0			0			0			
第何款合計	0			0			0			

明治何年度何款何款

何年何月

仕 拂 内 譯 書

廳 名

明治何年度支出計算書面ノ通相違無之候也

會計主務官氏名印

會計検査院長宛

明治何年何月何日

仕拂命令調定濟額

項番號	摘要	前月迄調定高			本月調定高			本月戻入高			計		
		円	角	厘	円	角	厘	円	角	厘	円	角	厘
	第一款												
	基本省												
1.	俸給及諸給	9,794	11	0	4,872	06	8	60	00	0	14,616	17	4
2.	曬費	698	88	8	386	94	4	20	00	0	1,010	88	2
3.	旅費	588	78	8	266	06	7	1	40	0	799	00	0
4.	滯給費	8,848	55	0	4,424	27	5	0			13,272	82	5
	第一款合計	19,870	28	7	9,890	94	4	71	40	0	29,698	88	1
	精算額										28,878	88	1
	未精算額										825	50	0
											29,698	88	1
	第二款												
	何々												
	何々	0			0			0			0		
	何々	0			0			0			0		
	何々	0			0			0			0		
	第何項合計	0			0			0			0		
	精算額										0		
	未精算額										0		
											0		
	第一款及第二款總額	19,870	28	7	9,890	94	4	71	40	0	29,698	88	1

精 算 内 譯													
目 番 號	摘 要	支 出 精 算 高									証 憑 番 號	備 考	
		前月迄精算高			本月精算高			計					
		円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘			
	第一款 基本省												
	第一項 俸給及諸給												
1.	勲任俸給	5,500	00	0	3,542	57	7	9,042	57	7			
2.	奏任俸給	2,133	69	1	139	90	6	2,273	59	7			
3.	判任以下俸給	2,500	00	0	150	00	0	2,650	00	0			
4.	何	0			0			0					
	第一項合計	10,133	69	1	3,832	48	3	13,966	17	4			
	第何項 旅 費												
1.	器具器械費	338	77	2	156	50	0	495	27	2			
2.	圖書及印刷費	300	00	0	85	56	0	385	56	0			
	何	0			0			0					
	何	0			0			0					
	何	0			0			0					
	第何項合計	638	77	2	242	06	0	880	83	2			
	第何項 旅 費												
	内 國 旅 費	500	00	0	253	50	0	753	50	0			
	第何項合計	500	00	0	253	50	0	753	50	0			

前月迄精算高
高申若干圓
ノ付加セシ
者アルハ科
目ノ金額ヨ
リ由ルニ由
ル(照ノシ)
前月迄精算
高申若干圓
ノ減少セハ
者アルハ科
目ノ金額ヨ
リ由ルニ由
ル

精 算 内 譯													
目 番 號	摘 要	支 出 精 算 高									証 憑 番 號	備 考	
		前月迄精算高			本月精算高			計					
		円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘			
	第何項 營 繕 費												
	某所新築	6,572	82	5	4,200	00	0	10,772	82	5			
	各所新築	0			2,500	00	0	2,500	00	0			
	各所修繕	0			0			0					
	第何項合計	6,572	82	5	6,700	00	0	13,272	82	5			
	第一款合計	17,845	28	8	11,028	04	3	28,873	33	1			

精 算 内 譯										
目番號	摘 要	支 出 精 算 高						登册 總番 書號	備 考	
		前月迄精算高			本月精算高					計
		円	圓	厘	円	圓	厘			
	第二款 何々									
	第何項 何々									
	何々	0			0			0		
	何々	0			0			0		
	第何項合計	0			0			0		
	第何項 何々									
	何々	0			0			0		
	何々	0			0			0		
	第何項合計	0			0			0		
	第二款合計	0			0			0		

精 算 内 譯										
目番號	摘 要	支 出 精 算 高						登册 總番 書號	備 考	
		前月迄精算高			本月精算高					計
		円	圓	厘	円	圓	厘			

支出證明規程

摘要		概 算 渡 高								
		前月越高			本月渡高			計		
		円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘
旅 費		125	00	0	08	00	0	193	00	0
何 々 合 計		125	00	0	08	00	0	193	00	0

内 訳

精 算 高						未精算高			備 考		
支出高			戻入高			計					
円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘			
146	10	0	1	40	0	147	50	0	45	50	0
0			0			0			0		
146	10	0	1	40	0	147	50	0	45	50	0

支出證明規程

現金前									
摘要	前 渡 高								
	前月越高			本月渡高			計		
	円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘
官 氏 名 基 本 省 (款)									
俸給及諸給	2,000	00	0	500	00	0	2,500	00	0
旅費	1,000	00	0	300	00	0	1,300	00	0
	0			100	00	0	100	00	0
合計	3,000	00	0	900	00	0	3,900	00	0
官 氏 名 何									
何	0			0			0		
何	0			0			0		
何	0			0			0		
合計	0			0			0		

渡内譯												
精 算 高									未精算高	備 考		
支出高			返納高			計						
円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘				
1,800	00	0	50	00	0	1,850	00	0	650	00	0	何々(現金前渡ヲ要シタル事由)
1,150	00	0	20	00	0	1,170	00	0	130	00	0	
100	00	0	0			100	00	0	0			
3,050	00	0	70	00	0	3,120	00	0	780	00	0	
0			0			0			0			
0			0			0			0			
0			0			0			0			
0			0			0			0			
0			0			0			0			
0			0			0			0			

明治何年度何々(款)

何年何月 (自何月日至何月日)

仕 拂 計 算 書

應 名

明治何年度何年何月仕拂内譯書面ノ通相違無之候也

會計主務官氏名印

會計検査院長宛

明治何年何月何日

元			受			高			目 番 號	備 考	
前月越高			本月領收高			計					
円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘			
									2.	第一項 給及諸給	
									3.		委任俸給 判任以下俸給 何々
650	72	0	587	00	0	1,237	72	0			第一項合計
									6.	第二項 費	
									7.		器具器械費 消耗品 何々
220	00	0	250	00	0	470	00	0			第二項合計
										第三項 何々	
0			0			0					第三項合計
870	72	0	837	00	0	1,707	72	0			總計

支出精算高			残高			証 明 番 書 號	備 考
円	銭	厘	円	銭	厘		
600	00	0					
186	06	7					
0							
786	06	7	501	05	8		
150	00	0					
800	00	0					
0							
450	00	0	20	00	0		
0							
0			0				
1,186	06	7	521	05	8		

残高總テ次期へ繰越又ハ本月中返納済且繰
越中概算渡金アルトキハ現存金ト區別シ其
事由ヲ詳記スヘシ但事由複雑ニ涉ルモノハ
別紙ヲ以テ説明スルモ妨ケナシ

明治何年度何年何月(自何月日至何月日)仕拂計算書
面之通相違無之候也

現金前渡ヲ受タル官吏ノ官氏名印

會計検査院長宛

明治何年何月何日

作業費物品出納證明程式

第一條 物品會計規則第十五條ニ據リ物品會計官吏ノ證明スヘキ作業費物
品出納計算書ハ別紙書式ニ依リ之レヲ調製スヘシ

第二條 物品ノ類別證憑書類及其他ノ事項ハ總テ一般ノ物品出納證明程式
第二條以下ノ各條ニ據ルヘシ

凡例

- 一 計算書ヲ受授スルモノハ其年月日ヲ各自該表紙ニ記載スヘシ
- 二 用紙ハ總テ堅牢ナルモノヲ用ユヘシ
- 三 現在品ノ内地各地送遣中ノ物品ハ備考ニ其事由ヲ掲クヘシ
- 四 現在ノ部工場ノ區ニハ材料其他製作中ニ係ル物品ヲ掲クヘシ
- 五 營業資本ノ部供用拂ノ分ハ供用其他資本外ノ部中ニ於テ受入トナスヘシ但其受入ニ對シ

テハ物品出納證明程式第四條第一項ノ書類ヲ要セス

六 物品會計官吏交代其他事故ニ依リ一年度ヲ通セサルモノアルトキハ何年度トアルヲ何年月日ヨリ何年月日迄トスヘシ

大藏省訓令第六十八號

北海道廳 府縣沖繩縣ヲ除ク

印紙類出納證明程式左ノ通會計検査院ニ於テ規定相成候條右ニ照準會計ヲ證明スヘシ

明治二十二年十一月二十八日 大藏大臣 伯爵松方正義

印紙類出納證明程式

第一條 物品會計規則第十五條ニ據リ印紙類會計官吏ノ證明スヘキ印紙類

出納計算書ハ大藏省主稅局於テハ第一號北海道廳府縣於テハ第二號府縣收稅部出張所島廳郡區役所於テハ第三號書式ニ依リ之レヲ調製スヘシ

第二條 印紙類出納計算書ニハ印紙類ノ種類ニ依リ類別シ印紙面價格ノ異ナル毎ニ之レヲ細記スヘシ

第三條 印紙類出納計算書ニ添付スヘキ證憑書類ハ左ノ各項ニ據ルヘシ若其原本ヲ提出シ難キ場合ニ於テハ當該官吏ノ保證アル謄本ヲ以テスヘシ

一 物品會計規則第六條ノ規定ニ據リタル命令書

二 大藏省主稅局ヨリ北海道廳府縣へ配付及北海道廳府縣ヨリ收稅部出張所島廳郡區役所へ分配ノ印紙類ニ對シテハ印紙類出納命令官ノ領

收證書

三 亡失毀損ノ印紙類ニ對シテハ其種類員數及亡失毀損ニ係ル事實ヲ詳

記シ大藏大臣又ハ府縣知事ノ認定アル書類

第四條 證憑書類ノ編纂其他ノ事項ハ一般ノ物品出納證明程式第五第六第七第八條ニ據ルヘシ

大藏省訓令第七十一號

金庫出納役

金庫出納證明規程左ノ通り規定明治二十三年度ヨリ施行ノ旨會計検査院ヨリ通知有之候ニ付此旨相心得ヘシ

明治二十二年十二月二十日

大藏大臣 伯爵松方正義

金庫出納證明規程

第一條 會計規則第一百十一條ニ據リ金庫出納役ノ證明スヘキ出納計算書ハ

別紙第一號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條 出納計算書ハ大藏省主任ノ局長ニ於テ國庫原簿及金庫ヲ検査シタル官吏ノ提出セシ各金庫検査報告書ニ照シ其計數及現存額ノ正確ナルヲ保證シ各金庫検査報告書ヲ添ヘ之ヲ送付スヘシ

第三條 出納計算書ノ證憑書類トシテ提出スヘキモノハ左ノ如シ

第一 歳入歳出及雜部ノ出納ニハ月計對照表

第二 大藏省證券代リ金ノ受入ニハ納額告知書其償還金仕拂ニハ仕拂命令書

第三 各年度仕拂未済繰越金ニシテ債主ヘ交付高ニハ仕拂命令書期滿免除ニ依リ國庫ヘ納付高ニハ案内仕拂命令書及大藏大臣ノ命令書

第四條 前條證憑書類ハ毎月之ヲ整理シ第二號書式ニ依リ各金庫毎月出納

内譯書ヲ調製シ證憑書類ト共ニ會計検査院へ提出ノ爲メ毎月十五日迄ニ大藏省へ發送シ大藏省ハ其月末迄ニ之ヲ會計検査院へ送付スルモノトス但運輸不便土地遠隔ノ爲メ本條期限ニ依リ難キモノハ別ニ之ヲ定ム

第五條 證憑書類中検査終了ノ上返付ヲ要スルモノハ其件名ヲ出納計算書ニ附記スヘシ

第六條 金庫出納役ニ對スル審理書及其答辨書ハ總テ大藏省ヲ經由スヘシ

地金出納證明程式

第一條 物品會計規則第十五條ニ據リ本局物品會計官吏ノ證明スヘキ地金出納計算書ハ金地金ハ第一號銀地金ハ第二號假預リ地金ハ第三號出張所物品會計官吏ノ證明スヘキ地金出納計算書ハ第四號書式ニ依リ之ヲ調製

スヘシ

第二條 各地金出納計算書ニ添付スヘキ證憑書類ハ左ノ各項ニ據ルヘシ若シ其原本ヲ提出シ難キ場合ニ於テハ當該官吏ノ保證アル謄本ヲ以テスヘシ

- 一 物品會計規則第六條ノ規程ニ據リタル命令書
- 二 假預リ地金ノ仕拂中局内授受ニ係ルモノハ當該官吏ノ領收證書
- 三 金銀地金ノ仕拂中貨幣ヲ以テシタル分ニ對シ其貨幣拂渡ノ際引換タル貨幣拂渡證書
- 四 各種地金ノ差減ニ對シ其オンス量及差減ニ係ル事實ヲ詳記シタル當該上官ノ認定アル書類
- 五 出張所地金ノ仕拂中本局送りニ係ルモノハ當該官吏ノ領收證書

第三條 前條ノ證憑書類ハ受拂ニ大別シ其表紙ニオンス量合計及證書ノ枚數ヲ記載スヘシ

第四條 下検査其他ノ事項ハ一般ノ物品出納證明程式第六條第七條第八條ニ據ルヘシ

以上

大藏省預金局所管證券類出納證明程式

第一條 物品會計規則第十五條ニ據リ物品會計官吏ノ證明スヘキ預金局所管證券類出納計算書ハ別紙書式ニ依リ之レヲ調製スヘシ

第二條 預金局所管證券類出納計算書ニハ公債證書ノ種類、大藏省證券、銀行會社株券ノ種類ニ區別シ券面金額ノ異ナル毎ニ之レヲ細記スヘシ

第三條 預金局所管證券類出納計算書ニ添付スヘキ證憑書類ハ左ノ各項ニ據ルヘシ若其原本ヲ提出シ難キ場合ニ於ハ當該官吏ノ保證アル謄本ヲ以テスヘシ

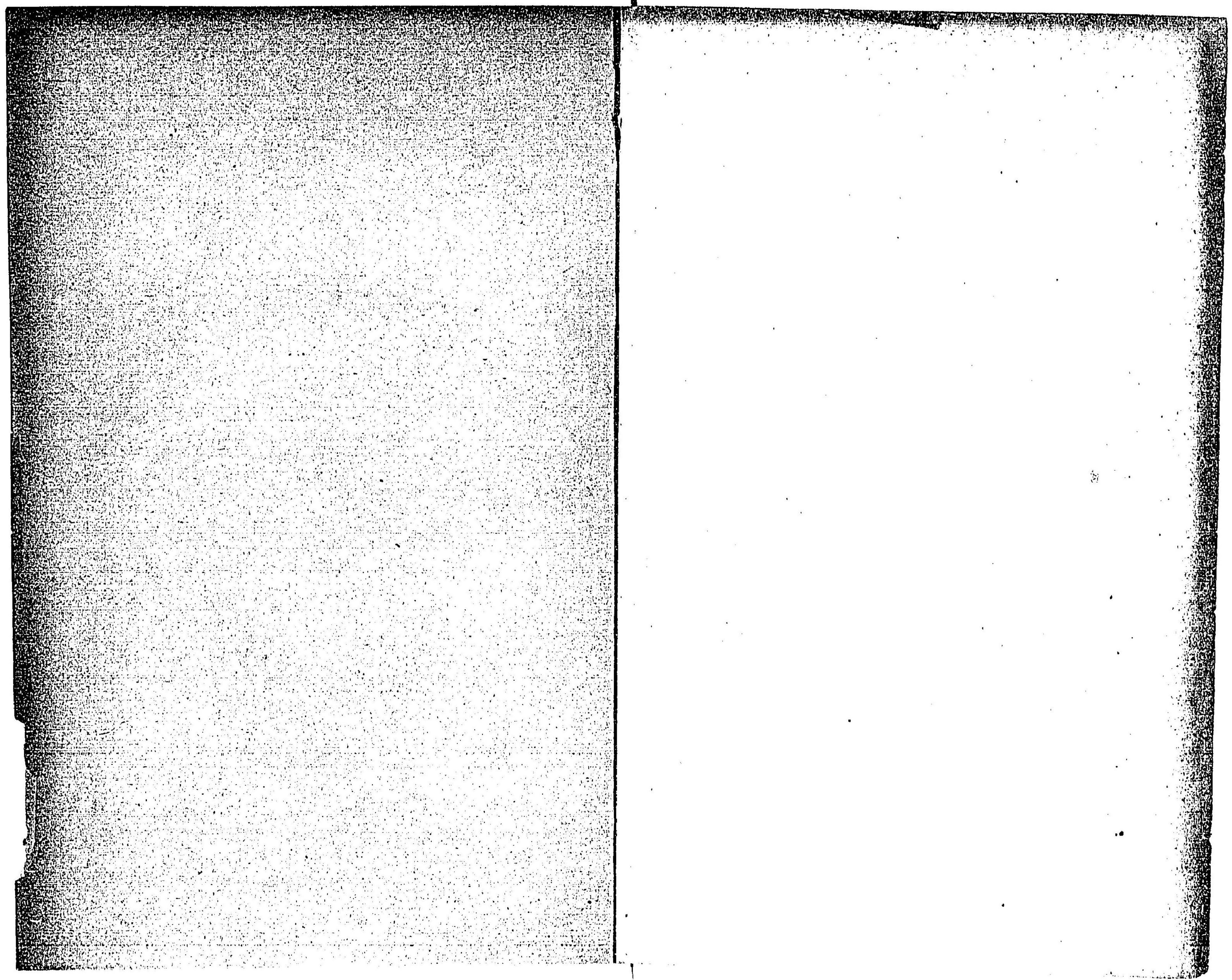
一 物品會計規則第六條ノ規定ニ據リタル命令書

二 亡失ノ證券類ニ對シテハ其種類券面金額及亡失ニ係ル事實ヲ詳記シ證券類出納命令官ノ認定アル書類

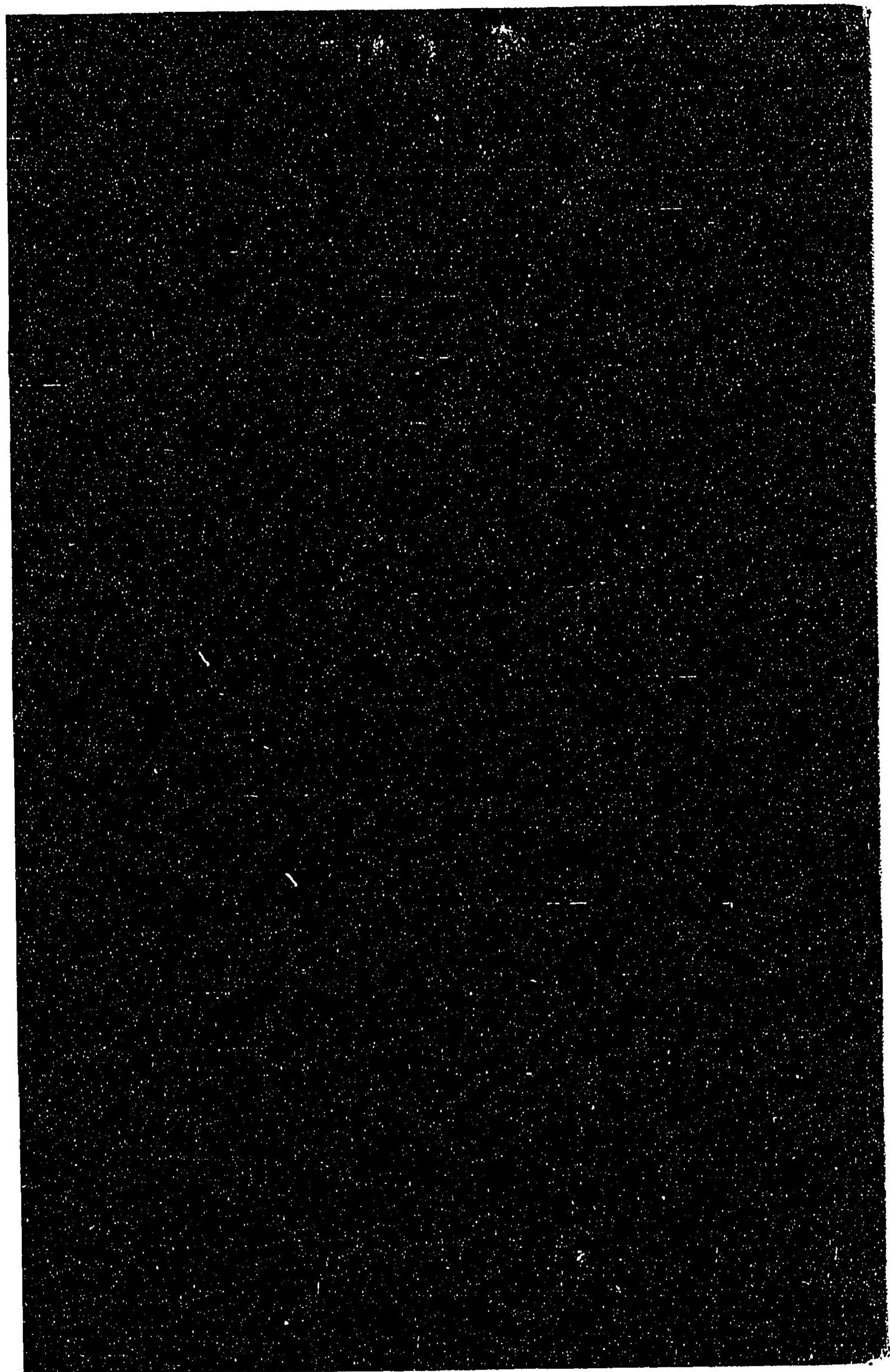
第四條 證憑書類ノ編纂其他ノ事項ハ一般物品出納證明程式第五第六第七第八條ニ據ルヘシ

明治二十三年二月二十二日出版

大藏省









禁電子式複写

031016-001-5

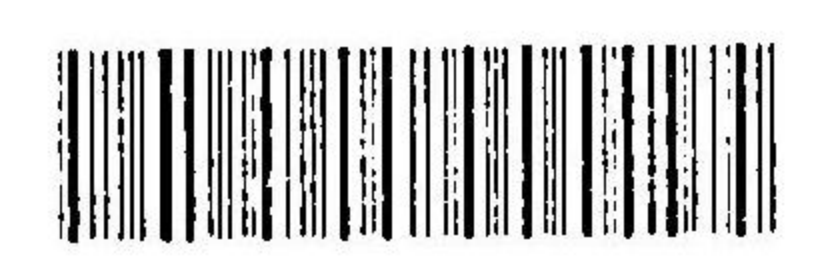
CZ-4-027

新法纂要

大蔵省

M23-25

BBC-0485



27
222